

## 職場における熱中症予防対策要領

## 1 趣旨

熱中症の予防については、これまで平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」を始めとする累次の通達より、予防対策に取り組んできたところであるが、滋賀労働局「13次労働災害防止推進計画」において、引き続き熱中症の予防対策を推進することとしたことから、平成31年度においても、その予防対策の徹底を図ることが必要である。

今般、熱中症による死亡災害ゼロを目指すため、本省より通達された平成31年2月26日基安発0226第1号「平成31年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」に基づき全国的に展開されるキャンペーンの実施に合わせ、下記期間において、事業場における責任体制の確立を含めた熱中症予防対策の徹底を図る。

## 2 期間

5月1日から9月30日までとする。

なお、4月を準備期間、7月を重点取組期間とする。

## 3 事業者をはじめとする関係者の留意事項

- (1) 事業者は、労働安全衛生法第22条第2項に基づき、高温による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。具体的な内容については、労働安全衛生規則等の省令で規定しているところによる。
- (2) また、事業者は労働安全衛生法及びこれに基づく省令で直接の義務が定められていない事項についても、労働契約法第5条による安全配慮義務が課せられていることに留意し、労働者が熱中症による健康障害を起こさないよう必要な措置を講じる必要があること。
- (3) 工事の発注者等は、受託者が4の対策を講じようよう配慮すること。
- (4) 労働者は、事業者が講じる4の取組を活用し、自らが熱中症を発症しないよう努めること。

4 各事業場における取組事項（下線部分は重点取組事項）

## (1) 準備期間（4月）中に実施すべき事項

ア 備品、設備等の調達・準備

熱中症の発生が懸念される時期を迎える前に、WBGT値（暑さ指数）測定器（JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合し、容易に持ち運びができるもの）、設備、休憩場所や服装など、必要な備品や設備等を調達し、準備しておくこと。

イ 作業計画の検討

WBGT値（暑さ指数）が基準値を超過する場合には、作業を中止すること、休憩時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設け

ること等に配慮した作業計画について、あらかじめ、検討及び策定を行うこと。

#### ウ 教育研修等の実施（労働安全衛生規則第 35 条、第 40 条関係）

各級管理者、労働者に対する熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急処置などの労働衛生教育を実施する。教育は、対象者毎に別表 1 及び別表 2 の内容とすること。特に、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更する場合には必ず実施することとし、上記以外の労働者であっても、キャンペーン期間中に作業が予定されている場合は、同様の教育を実施すること。

#### エ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

職長、作業主任者や現場代理人など労働者の作業を管理する者であって、上記オの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有するものの中から、熱中症予防管理者を選任し、同管理者が行う業務について教育を行うこと。あわせて、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図ること。

#### オ 衛生委員会等における調査審議（労働安全衛生法第 18 条、第 19 条関係、労働安全衛生規則第 22 条、第 23 条、第 23 条の 2 関係）

上記アからエについては、衛生委員会又は安全衛生委員会で審議し、必要な対策を講じること。また、審議し、決定した対策の内容を労働者に対して周知すること。

なお、衛生委員会又は安全衛生委員会の設置義務がない事業場においても、上記アからエについて、関係労働者の意見を聞いた上で、必要な対策を講じること。

#### カ 緊急事態の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

#### (2) キャンペーン期間（5月から9月末）中に実施すべき事項

建設業など屋外作業所においては熱中症による死亡等重篤な労働災害が依然として発生している。他方、製造業など屋内作業場所においても、死亡等重篤な労働災害にはいたないが、熱中症の発生件数自体が多いことから、熱中症による健康障害防止対策は作業場所が屋内外いずれの場合であっても講じること。

#### ア WBGT（暑さ指数）の把握・評価

日本工業規格（JIS Z 8504 又は JIS B 7922）に適合した WBGT 値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT 値（暑さ指数）を随時把握すること。

WBGT 値（暑さ指数）測定器が準備できなかった場合には、ウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」（<http://www.wbgt.env.go.jp/>）により WBGT 値（暑さ指数）の予測値や実況値を確認すること。また、気象庁の高温注意情報も確認すること。

なお、作業場所によっては、太陽照射の有無などによる輻射熱の影響で WB

GT値（暑さ指数）が大きく異なることがあることに留意すること。

また、把握したWBGT値（暑さ指数）と、身体作業強度や熱への順応状況等に応じたWBGT値（暑さ指数）の基準値（別紙）を超え、または超えるおそれがある場合には、次のWBGT値の低減措置のほか、必要な対策を講ずること。

## イ 作業環境管理

(ア) WBGT（暑さ指数）値の低減等（労働安全衛生規則第606条関係）

- ① 高温多湿な屋内作業場所では、適度な通風の確保や冷房設備の設置など温湿度調査の措置を講ずること。
- ② 屋外作業場所では、直射日光をさえぎる簡易な屋根などを設けること。

(イ) 休憩場所の整備等（労働安全衛生規則第613条、第617条、第618条、第627条関係）

- ① 高温多湿な作業場所の近隣に、冷房を備えたり、日陰などの涼しい休憩場所を設けること。また、休憩場所は臥床することができる広さのものとする。
- ② 身体を適度に冷やすことができる氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。
- ③ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう飲料水、スポーツドリンク等の備付け等を行うこと。

## ウ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

WBGT基準値を大幅に超える場合（場所、時間帯など）は作業の中止を含めた見直しを行うこと。また、WBGT基準値を超える場所で、やむを得ず作業を行う場合や熱への順化ができていない労働者がいる場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。
- ② 作業中の巡視を実施する。
- ③ 熱への順化期間（7日以上かけること。夏期休暇等による熱へのばく露が中断すると4日後には順化の喪失が始まる）を設ける。
- ④ 作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

(イ) 水分及び塩分の摂取（労働安全衛生規則第617条、第627条）

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うこと。

また、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意すること。

(ウ) 服装等

クールジャケットやクールヘルメットなどの透湿性・通気性のよいものを作業者に着用させること。また、熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避けること。

## エ 健康管理

### (ア) 健康診断結果に基づく対応等（労働安全衛生法第 66 条の 5 関係）

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行うこと。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

### (イ) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、必要に応じ作業の配置換え等を行うこと。

### (ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導すること。

## オ 労働衛生教育（労働安全衛生規則第 35 条、第 40 条関係）

熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急処置などの労働衛生教育については、期間中、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼の際など機会をとらえて繰り返し実施すること。

## カ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じたら、体温を測定し、体温が高い場合には、水分摂取や濡れタオルの使用等により体温を下げるように努め、すみやかに病院に搬送するなどの措置をとること。また、症状に応じ、救急隊を要請すること。

## キ 熱中症予防管理者の業務

熱中症予防管理者は、(2) のアからカ及び (3) に掲げる熱中症予防対策が履行できているか確認を行うこと。

## (3) 重点取組期間（7月）中に実施すべき事項

### ア 作業環境管理

(2) イ (ア) の WBGT 値（暑さ指数）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行うこと。

## イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値（暑さ指数）

の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT値（暑さ指数）に応じた作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底すること。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取及び熱中症予防管理者によるその確認の徹底を図ること。

#### ウ 健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やすこと。

#### エ 労働衛生教育

期間（7月）中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行うこと。

#### オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請すること。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値			
		熱に順化している人 °C		熱に順化していない人 °C	
0 安静	◆安静	33		32	
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル(小さい部分) ◆フライス盤(小さい部分) ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)	30		29	
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ◆腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ◆腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5~5.5km/h の速さで歩く ◆鍛造	28		26	
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業;重い材料を運ぶ ◆シャベルを使う ◆大ハンマー作業 ◆のこぎりをひく ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆草刈り ◆掘る ◆5.5~7km/h の速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき 25	気流を感じる とき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じる とき 23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7km/h より速く歩く	23	25	18	20

注 1 日本工業規格 Z 8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正值(°C)
作業服(長袖シャツとズボン)	0
布(織物)製つなぎ服	0
二層の布(織物)製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

注 補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできない。

## 作業を管理する者向けの労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>	30分
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WBGT値（意味、基準値に基づく評価）</li> <li>・ 作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等）</li> <li>・ 作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）</li> <li>・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状態の確認等）</li> <li>・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法）</li> <li>・ 熱中症予防対策事例</li> </ul>	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡網の作成及び周知</li> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>	15分



## 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の概要</li> <li>・ 職場における熱中症の特徴</li> <li>・ 体温の調節</li> <li>・ 体液の調節</li> <li>・ 熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ W B G T 値の意味</li> <li>・ 現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分及び塩分の摂取</u>、<u>服装</u>、<u>日常の健康管理等</u>）</li> </ul>
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の救急措置</li> </ul>
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の災害事例</li> </ul>

※ 下線部は日常教育事項

